



経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局
平成29年1月31日
午前10時解禁

担当 京都労働局労働基準部
監督課長 岡嶋 静
監察監督官 小見 伸雄
電話 075-241-3214



年末における建設工事一斉監督の実施結果について

… 京都府内 103 箇所の建設工事現場に対して監督指導を実施 …

〔概要〕

- 1 対象 京都府内で施工されている建設工事現場 103 現場
- 2 期間 平成28年12月
- 3 実施機関 京都労働局管下の7労働基準監督署
- 4 実施結果
 - (1) 監督指導を実施した103箇所の建設工事現場のうち77現場(74.8%)において労働安全衛生法等に係る違反が認められ、是正勧告等を行った。
 - (2) 主な違反としては、
 - ・足場等の高所からの墜落・転落防止関係の違反が124事業場
 - ・元請事業者における各種安全衛生管理関係の違反が67事業場
 - ・建設機械を用いた作業における危険防止関係の違反が12事業場
 において認められた。
(注)一つの建設現場で、複数の事業場に法違反が認められるケースがあるため、違反事業場数が現場数を超える場合がある。
 - (3) 違反が認められた77現場のうち、特に労働災害の急迫した危険が認められた17現場に対しては、作業停止や立入禁止等を命令する行政処分を行った。

1 監督実施状況

工事別	監督実施現場数 (A)	法令違反現場数 (B)	違反率 〔対A〕	うち作業停止等 命令現場数 (C)	作業停止等命令率 〔対B〕
建築	78	60	76.9	16	26.7
土木	18	10	55.6	1	10.0
解体	1	1	100.0	0	0.0
その他	6	6	100.0	0	0.0
計	103	77	74.8	17	22.1

2 主な違反事項

違反事項種別	事業場数	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	67	<ul style="list-style-type: none"> 元請事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29条 等) 特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30条) 注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	124	<ul style="list-style-type: none"> 足場等の作業床未設置または安全带等未使用(安衛則518条、563条、655条) 高所の作業床の端、開口部等手すり等無しまたは安全带等未使用(安衛則519、653条)
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	0	<ul style="list-style-type: none"> 地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施(安衛則361条) 掘削作業時の運搬機械等運行経路未周知(安衛則364条)
【労働衛生関連】 <ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業 ・有機溶剤作業 	6	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27条) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク等の不使用(有機則33条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	3	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則242条) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245条)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	4	<ul style="list-style-type: none"> ・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない(安衛則123条)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	12	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械を運転する資格を持たない者が運転(安衛令20条12号) ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155条) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	5	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛けの資格を持たない者が同作業実施(安衛令20条16号) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74条の2) ・厚生労働大臣の定める基準に不適合な移動式クレーンの使用(クレーン則64条)

3 建設業における労働災害発生状況

休業災害・死亡災害別	平 28 年(速報)	平成 27 年	対前年増減件数	増減率 (%)
休業 4 日以上 の死傷災害発生件数 (全産業)	246 (2,027)	281 (2,190)	△ 35 (△ 163)	△ 12.5 (△ 7.4)
死亡災害 発生件数 (全産業)	2 (8)	7 (17)	△ 5 (△ 9)	△ 71.4 (△ 52.9)

4 今後の方針

建設業における平成 28 年の労働災害は前年に比べ大きく減少しているものの、今回の一斉監督の結果、7 割以上の建設工事現場で労働災害防止対策が徹底されていないことが判明した。

また、全産業における休業 4 日以上¹の死傷災害の 10%以上が建設業において発生していること、建設業においては他の業種に比べ重篤な労働災害の発生する危険性が高いこと等から、今後も建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法令違反を繰り返す事業者や法違反を原因として重篤な労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を含め厳正な対応を行うこととしている。

5 参考

近畿各労働局の建設工事現場一斉監督の実施状況は別紙のとおりである。

近畿各労働局における建設工事一斉監督実施状況

工事別		監督実施 現場数(A)	法令違反 現場数(B)	違反率 〔対(A)〕	うち作業停止等 命令現場数(C)	作業停止等 命令率〔対(B)〕
滋賀	建築	18	11	61.1%	3	27.3%
	土木	11	7	63.6%	0	0.0%
	解体	5	2	40.0%	2	0.0%
	その他	2	0	0.0%	0	0.0%
	計	36	20	55.6%	5	25.0%
京都	建築	78	60	76.9%	16	26.7%
	土木	18	10	55.6%	1	10.0%
	解体	1	1	100.0%	0	0.0%
	その他	6	6	100.0%	0	0.0%
	計	103	77	74.8%	17	22.1%
大阪	建築	117	74	63.2%	12	16.2%
	土木	16	1	6.3%	0	0.0%
	解体	19	9	47.4%	1	11.1%
	その他	2	2	100.0%	0	0.0%
	計	154	86	55.8%	13	15.1%
兵庫	建築	123	104	84.6%	13	12.5%
	土木	14	7	50.0%	0	0.0%
	解体	10	7	70.0%	0	0.0%
	その他	2	0	0.0%	0	0.0%
	計	149	118	79.2%	13	11.0%
奈良	建築	34	16	47.1%	4	25.0%
	土木	27	13	48.1%	0	0.0%
	解体	1	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%	0	0.0%
	計	62	29	46.8%	4	13.8%
和歌山	建築	64	46	71.9%	9	19.6%
	土木	60	26	43.3%	1	3.8%
	解体	5	3	60.0%	0	0.0%
	その他	1	0	0.0%	0	0.0%
	計	130	75	57.7%	10	13.3%
合計	建築	434	311	71.7%	57	18.3%
	土木	146	64	43.8%	2	3.1%
	解体	46	27	58.7%	3	11.1%
	その他	8	3	37.5%	0	0.0%
	計	634	405	63.9%	62	15.3%